

致遠館の二階の小さな教室で、恒藤恭先生の法哲学の講義（当時は法理学という科目名であった）を聞いたのは、敗戦直後の昭和廿一年であった。先生の声はしばしば市電の音で遮断されたが、深い学識からとはしるその講義は、学生であった当時すでに法哲学に関心をもちつつあった私には、この上ない魅力であった。私はついに法哲学への道を決意し、卒業後研究生生活に入り、一步一步その道を登ってきたのである。

従来、わが国の法哲学界では、ドイツ法哲学の影響が強い。たしかに、ドイツは多くのすぐれた法哲学の体系を産みだしてきた。とくに今世紀におけるラートブルフやケルゼンの理論は、現代法哲学の発展に著しい貢献をあたえ、彼らの理論を知ることなくしては、今日の法哲学は論じえないといつもけつて過言ではない。私も、はじめは、ラートブルフやケルゼンの理論を研究し、それらを法哲学の現在の課題との関連において、いつくかの側面から検討してきたが、そのうちにドイツと異った系譜を

もつイギリスの法哲学に関心をいだくに至った。

判例法主義にもとづく独特な法現実を背景としつつ発展してきたイギリスの法哲学は、一九世紀以後もドイツの場合とは異った道を歩んできた。そこでは、たしかに「島



潮流の法学分析

男鉄木八

国的孤立性」が維持されてきたともいえる。主として、ドイツ法哲学に関心をそそいできたわが国では、これまでかかるイギリス法哲学に対する綿密な研究は乏しい。私がとくに注目したのは、一九世紀の三〇年代に樹立されたオースティンの理論に

はじまるイギリス分析法学の系譜にみられる「法実証主義的思考にもとづく法哲学」であるが、これは一九世紀以後のイギリス法哲学の中核の断面を形成するといってもよいであろう。

二〇世紀後半の社会的・政治的状况は、新しい法哲学理論の形成を要求しつつある。戦後の法哲学界に投げかけられた「自然法か、法実証主義か」という法哲学の基本的立場に関する問題も、かかる現在の要求を基礎に置いて提示されたものである。独自の発展過程をたどってきたイギリスの「法実証主義的思考にもとづく法哲学」の検討は、かかる現状のもとで重要な意義をもつと考えている。

拙著「分析法学の潮流」（ミネルヴァ書房刊）は、イギリス分析法学派の法哲学に関する私のこれまでの研究の成果であるが、今後、法哲学の現在の課題との関連のもとに、さらにイギリス法哲学の研究を深めるとともに、それを基礎として、法哲学の進むべき新しい道を見出してゆきたいと思っている。

（法学部教授・法哲学）